

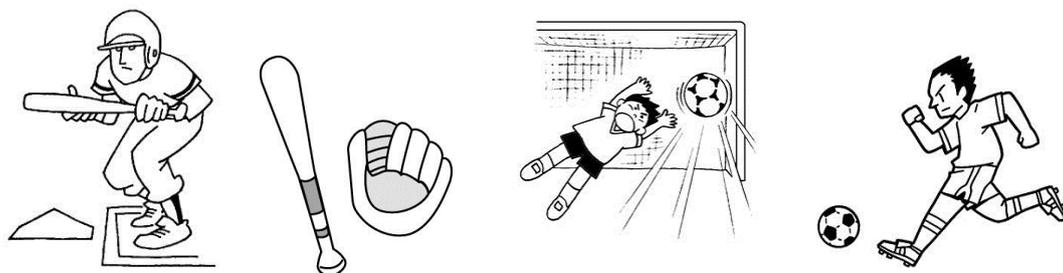
施設管理協力を金を改定します

(令和元年10月利用分から)

令和元年10月1日の消費税率の改定に伴い、健民簡易グラウンド（大桑、まめだ、湊）の施設管理協力を金を以下のとおり改定します。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(経過措置) 令和元年10月以降の使用であっても、9月末までにその施設管理協力を金を前納する場合は、従前の単価によるものとします。

施設名	区分	施設管理協力を金（1面・1時間あたり）	
		令和元年9月30日までの施設利用	令和元年10月1日以降の施設利用
簡易グラウンド ・大桑（野球場） ・まめだ（野球場、サッカー場） ・湊（野球場、ソフトボール場）	一般	530円	540円
	高校生	200	210
	中学生以下	無料	無料（変更なし）
夜間照明 （まめだ・サッカー場）	一律	3,080	3,140



[利用申込について]

- ・ 窓口で直接申し込みか、電話やインターネット(石川県施設利用予約ページ)で予約をしたら、1週間以内に施設管理協力を金を窓口でお支払ください。(銀行振込もできます。振込手数料はご負担ください。)
- ・ 1週間以内に利用手続(①利用申込書の提出、②施設管理協力を金の支払、③利用許可書の受領)が完了されない場合、予約を取り消す場合があります。
- ・ 施設管理協力を金は返還しません。但し、悪天候等により施設を全く利用できなかった場合に限り返還できます。その場合は、利用予定日だった日から起算して7日以内に、利用許可書と印鑑をお持ちの上、窓口へお越し下さい。
- ・ 夜間照明を利用する場合は、窓口で支払いのうえ「専用コイン」を受け取ってください。

銀行振込口座 北國銀行県庁支店(普)116794 石川県健民簡易グラウンド特別会計

利用申込窓口

石川県健民運動推進本部

金沢市鞍月1-1 県庁県民交流課内

電話 076-225-1366